

付議事項に当たらない！

職務乗車証等の使用制限に対して「申第36号」で幹事間折衝！

6月9日、14時に「申」第36号、「職務乗車証等の利用制限に関する申し入れ」（J R 他社の在来線改札口及び新幹線乗換改札の一部で、職務乗車証の利用についてあらたな制限）について幹事間折衝を行いました。会社はこの申し入れに対して、協約の付議事項に該当しないとして却下しました。主な議論は以下の通りです。

使用制限で通勤経路・通勤時間の変更だ！

会社：協約の付議事項に該当しないので、経営協議会等は開催しない。

組合：労働条件に関わる事柄であり、業務委員会の開催を求める。

会社：労働条件の基準に関する事柄ではない。

組合：誰が基準の話だと言ったのか。今まで通れた改札口が通れなくなれば、通勤時間の変更になる。

会社：通勤経路の変更には繋がらない。

組合：結果として通勤時間の変更を伴うことになる。労働条件に関する事柄である。しかも、会社から何の説明も受けていない。

会社：職務乗車証の制限をただけだ。

組合：なぜする必要があるのか。全く説明がない。根本はI Cカードの不正使用ではないか。

会社：そうだが、協約の付議事項に該当しない。

組合：協議を拒否したことを確認する。

処分では再発防止にはならない！

組合：I Cカードの不正に関して、23駅で85名の処分が15時にプレス発表するという情報があるが、どうか。

会社：聞いていない。

組合：この不正使用についても会社から何の説明もない。知り得る情報は全てマスコミからだ。組合に説明する考えはないのか。

会社：内容により協約に基づいて判断する。処分は会社が行うものだ。

組合：処分の範囲や量刑についてではなく、不正使用を発生させた会社の責任や再発防止に関して労使間で議論する必要があると言っている。コンプライアンスの観点もある。

会社：それも協約の付議事項に該当しない。

組合：プレス発表するのであれば会社からの説明を求める。

会社：内容により協約に基づいて判断する。

以 上